

復興大臣

伊藤 忠彦 様

要 望 書

令和 7 年 1 月 15 日

福島県いわき市長

内田 広之

要 望 内 容

東日本大震災からの復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について、以下の要望事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 「第2期復興・創生期間以降を見据えた継続的な支援」について

「第2期復興・創生期間」は、令和7年度で終期を迎えることとなりますが、未曾有の原子力災害の被災地となった福島の真の復興を実現するためには、長期的視点で今後も粘り強く継続して復興に係る取組みを展開していく必要があると考えています。

国におかれましては、観光業や農林水産業における風評払拭等を含めた原子力災害に伴う諸課題への対応はもとより、福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、浜通り地区における環境の変化等を踏まえ「産業発展の青写真」を改定し、福島浜通り地域等の自立的・維持的な産業発展に向けた取組みを一層加速させるなど、復興・創生に向けた様々な取組みについて、最後まで責任を持って推進して頂くようお願いいたします。

また、令和7年度で終了する第2期以降も、復興・創生に向けた取組みが滞ることがないよう、十分な財源を確保し、継続して支援くださるようお願いいたします。

2 「廃炉作業の確実な安全対策」について

東京電力においては、福島第一原発事故から13年が経過した昨年9月、燃料デブリの試験的取出しに初めて成功しました。

試験的取出し開始により、福島第一原発の廃止措置計画を定める中長期ロードマップにおいて、計画の最終段階である第3期に入っておりますが、計画上廃止措置の完了まで30～40年を要するとされる中、廃止措置完了に向けては、本格的な燃料デブリ取り出し工法の具体化や、その実施に伴う確実な安全対策、さらには燃料デブリを含む放射性廃棄物の保管方法等、解決しなければならない課題が山積しております。

このことから、国においては、東京電力や関係機関と緊密に連携しながら、中長期ロードマップの改訂等も含め、廃止措置完了に向けての具

体的な工程等について、スピード感を持って検討を進めるようお願いします。

なお、日々の廃炉作業については、一昨年、昨年と情報共有不足に起因する人為的ミスにより作業員が負傷するなど、重大なトラブルが発生したことから、再発防止はもとより安全管理の徹底について、東京電力に対する指導等を強化するようにお願いいたします。

3 「ALPS処理水の海洋放出」について

ALPS処理水の海洋放出については、これまでのところトラブルなく実施されております。

しかしながら、海洋放出後に中国等による水産物の輸入規制がなされています。昨年9月には日中両政府が、IAEAの枠組みのもとで追加的なモニタリングを実施し、安全基準に合致した日本産水産物の輸入規制を段階的に緩和することで合意しており、現在、IAEAが実施するモニタリングへの中国の参加や日中両政府の継続的な協議が進められておりますが、依然として輸入規制は解除されておらず、国内の漁業関係者等に大きな影響を与えております。

国においては、引き続き問題解決に向け、規制の即時撤廃への働きかけのほか、正確な情報発信や対話等により国内外の理解醸成に全力で取り組んでいきたいと考えております。

また、漁業者が今後も安心して漁業を継続できるよう、「常磐もの」の販路開拓や拡大に係る支援、後継者対策を含めた長期的な漁業者及び水産関係者への支援をお願いします。

さらに、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、モニタリングの実施等による放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組んでいきたいと考えております。

なお、万が一風評被害が発生した場合には、その範囲を広範に捉えるとともに、確実かつ迅速な賠償が実施されるよう対策をお願いします。